○経済産業省国土交通省告示第七号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、国土交通省から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月十日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

建設技術研究開発助成制度に係る補助金
交通運輸技術開発推進制度に係る委託費
次世代海洋環境関連技術研究開発費補助金
海洋資源開発関連技術研究開発費補助金

○環境省告示第八十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年七月十日

環境大臣　石原　伸晃

表4－アミノ－6－*tert*－ブチル－3－メチルチオ－1，2，4－トリアジン－5（4*H*）－オン（別名メトリブジン）の項の次に次のように加える。

2－クロロエチルホスホン酸（別名エテホン）	7.100*μg*／1
S，S－（6－メチルキノキサリン－2，3－ジイル）ジチオカーボネート（別名キノメチオナート又はキノキサリン系）	1.5*μg*／1
1－（2－クロロベンジル）－3－（1－メチル－1－フェニルエチル）ウレア（別名クミルロン）	90*μg*／1
2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ）－2－メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）	29*μg*／1
1－[（*EZ*）－2－シアノ－2－メトキシイミノアセチル]－3－エチルウレア（別名シモキサニル）	560*μg*／1
2，2，2－トリフルオロエチル＝（*S*）－[2－メチル－1－（*p*－トルオイルアミノメチル）プロピル]カルバマート（別名トルプロカルブ）	1,800*μg*／1
1L－（1，3，4／2，6）－2，3－ジヒドロキシ－6－ヒドロキシメチル－4－[（1*S*，4*R*，5*S*，6*S*）－4，5，6－トリヒドロキシ－3－ヒドロキシメチルシクロヘキサ－2－エニルアミノ]シクロヘキシル＝β－D－グルコピラノシド（別名バリダマイシンA又はバリダマイシン）	10,000*μg*／1
2－メチルビフェニル－3－イルメチル＝（1*RS*，3*RS*）－3－[（*Z*）－2－クロロ－3，3，3－トリフルオロプロパ－1－エニル]－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ビフェントリン）	0.0058*μg*／1
3－[5－（ジフルオロメトキシ）－1－メチル－3－（トリフルオロメチル）ピラゾール－4－イルメチレンスルホニル]－4，5－ジヒドロ－5，5－ジメチル－1，2－オキサゾール（別名ピロキサスルホン）	0.74*μg*／1
2，4'－ジクロロ－*α*－（ピリミジン－5－イル）ベンズヒドリル＝アルコール（別名フェナリモル）	600*μg*／1
（*RS*）－2－メトキシ－*N*－メチル－2－[*α*－（2，5－キシリルオキシ）－*o*－トリル]アセトアミド（別名マンデストロビン）	120*μg*／1
（*RS*）－2－（4－クロロフェニル）－2－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）	970*μg*／1
1，1－ジメチルピペリジニウム＝クロリド（別名メピコートクロリド）	6,700*μg*／1

○環境省告示第八十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年七月十日

環境大臣　石原　伸晃

表*tert*－ブチル＝（*E*）－*α*－（1，3－ジメチル－5－フェノキシピラゾール－4－イルメチレンアミノオキシ）－*p*－トルアート（別名フェンピロキシメート）の項の次に次のように加える。

ビス（キノリン－8－オラト）銅（別名オキシン銅又は有機銅）	0.02mg／1
3－[5－（ジフルオロメトキシ）－1－メチル－3－（トリフルオロメチル）ピラゾール－4－イルメチルスルホニル]－4，5－ジヒドロ－5，5－ジメチル－1，2－オキサゾール（別名ピロキサスルホン）	0.05mg／1
2，2，3，3－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名フルプロパネート）	0.01mg／1
2－（4－ターシャリーブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝プロパ－2－イニル＝スルファイト（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）	0.026mg／1

○防衛省告示第百三十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期　間　平成二十六年七月十七日から同年九月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期　間　平成二十六年七月十七日から同年九月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(エ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一二秒　東経一三二度五九分五一秒